

住民を守る公務公共サービスに 民営化はなじまない

「委託した配送業者が必要な車両を準備できず、給食を届けられず1万2千食の給食がストップ」「自然災害が発生した時、直営でないと即時の対応ができない」…民間委託による弊害があちこちで起きています。経団連21世紀政策研究所の「提言」でも、「我が国は過度にアウトソーシングを進めてきてしまっており、是正する余地は大いにある。」と指摘。直営の現業職場では、仕事の専門性をいかして、どんな時も住民の生活を支えています。

熊本地震での復旧活動



コロナ危機でも
災害の時でも



地元の漁協から提供された「秋鮭」を
子どもたちと一緒に給食に。

「住民のいのちと くらしを守る」 私たち 自治体労働者の 働きがいです



高所作業車による樹木剪定

地域の環境維持に全力 非常事態宣言下でも収集

ごみの減量化、リサイクルを進める「分別収集」や、高齢者や障がい者を訪問する「ふれあい収集」が広がっています。清掃職員が提案し、住民とともに実現しました。新型コロナウイルス感染で非常事態宣言が出た際も、災害時でも生活を支えるため奮闘しています。

子どもたちのため、学校施設や環境整備を図る

子どもたちの変化を見逃さず、学校のすみずみまで精通している用務員は子どもたちの頼れる味方。学校施設や器具を安全に管理し、環境整備に様々な工夫をこらし、技術とノウハウを蓄積しています。だから先生や子どもの声・要望に応えることができます。

子どもたちの健康、食育、 地産地消を担って

給食調理員は、子どもの成長と健康に大きな役割を發揮しています。食育・地産地消やアレルギーへの細やかな対応は直営だからこそできます。地域の生産者や小売業者とも連携し、地元産の食材を使ったおいしい給食を作っています。豊かで安心な給食は、知識と経験、専門性を持った調理員でこそ作れます。

私たちの要求

- 現業職員を採用し体制整備が図れるように財源の確保を
- 災害時に、現業職員が専門性を発揮して被災者を救済できる体制の確立を
- 民間委託を押しつけず、再公営化すること
- 非正規で働く職員の均等待遇と公契約法の制定を
- 労使協議を尊重し、国の賃金水準を押し付けないこと
- 現業職員の労働安全衛生対策の強化を
- 現業職員の定年引上げは、安心して働き続けられる制度運用を
- 新型コロナウイルスに対する安全確保を
- 感染防止対策の実施を

公務公共サービスを担う
現業業務の充実を



自治労連

日本自治体労働組合総連合

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館

TEL 03-5978-3580 Fax 03-5978-3588

Email: info@jichiroren.jp URL: <https://www.jichiroren.jp/>

住民のいのちとくらしを守るため、 公務公共サービスを拡充させ、 現業職場の体制整備を求める要請書

要 請 趣 旨

日々の生活はもちろん、長期化する新型コロナ感染拡大、激化する豪雨による災害など、どんな時も、地方自治体・公務公共労働者は住民のいのちとくらしを支える重要な役割を担っています。

政府は、大企業の儲け最優先、公共サービスの産業化の方針により、医療や保健所、保育など社会保障・公衆衛生の職場まで縮小し、自治体では住民のいのちとくらしを守る基盤がたいへん弱くなっています。事務職場も委託・合理化がねらわれています。

とりわけ、現業職場の仲間は、プロフェッショナルとしてさまざまな知恵と工夫を住民サービスに活かしていますが、民間委託や退職不補充で職員が削減されたり、非正規職員への置き換えがすすめられ、賃金や労働条件も低く押さえつけられています。

民間委託をした自治体では、調理員が確保できず学校給食が中止になったり、災害時にごみの収集ができずに復旧・復興に影響が出るなど、住民のくらしに影響が出ています。現業職場では、危険がともなう場合もあり、各地で労働災害も発生しています。住民のいのちとくらしを守る役割が発揮できるよう安全・安心に働き続けられるよう環境を整備することが必要です。

以上のことから、私たちは住民のいのちとくらしを守るため、公務公共サービスを拡充させ、現業職場の体制整備を図るよう下記のとおり要請します。

要 請 項 目

1. 住民の安全・安心を守る現業職員を採用して、体制整備が図れるように財源を確保すること。
2. 災害が発生した時に、現業職員が専門性を発揮して、初動から迅速に被災者を支援できる体制を確立すること。
3. 現業職場の民間委託を押しつけず、利用者・住民の立場から再公営化すること。地方交付税は、直営の経費で算定すること。
4. 非正規で働く職員の均等待遇を図り、正規職員化できるようにすること。民間委託で働く労働者に生活できるような賃金を保障するために公契約法の制定など法整備を行うこと。
5. 自治体での労使協議を尊重し、国の現業職員賃金（行政2表）の水準を押しつけないこと。
6. 現業職員の労働安全衛生対策を強化すること。
7. 現業職員の定年引上げにあたっては、業務の特性を十分にふまえ、安心して働き続けられる制度運用が図られるようにすること。
8. 新型コロナ感染リスクを背負いながら、現場の第一線で奮闘する現業職員に対して、適正な処遇改善を図ること。安全確保に必要な予算（安全防具等の確保、設備の改善等）について財政措置を図ること。
9. 新型コロナ感染拡大防止策の実施等（臨時休校・休園、登園自粛、在宅勤務等）で、労働条件の不利益を生じさせないこと。

氏 名	(都道府県)	住 所

この署名は大臣要請以外には使用しません。

取扱団体 ()